

新型コロナウイルス感染症の影響により掲載事業が中止・延期となる場合があります。中止・延期の際は、市ホームページよりメールなどでお知らせいたします。

本 本庁舎 湯 湯津上庁舎
黒 黒羽庁舎 体 県立県北体育館

健康
福祉

子育て

健康
福祉

年金
国保

税

暮らし

文化・
教養

スポー
ツ

産業・
雇用

教育

イベン
ト

ひろ
域の

おス
ナッ
ぱら

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割の方）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

変更対象となる方は、被保険者全体のうち約20%の方です。

区分	医療費負担
現役並み所得者	3割負担
一般所得者など ※住民税非課税世帯を含む	1割負担

令和4年9月30日まで

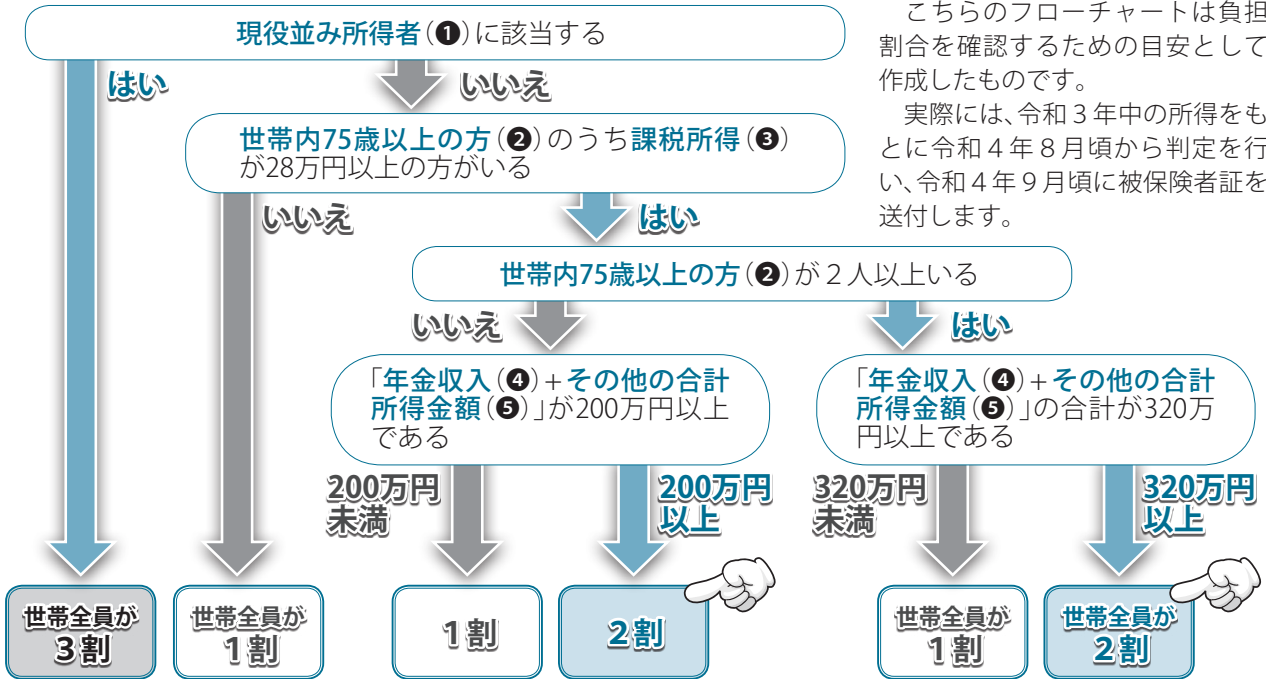
→

区分	医療費負担
現役並み所得者 一定以上の所得のある方	3割負担
一般所得者など ※住民税非課税世帯を含む	2割負担
一般所得者など ※住民税非課税世帯を含む	1割負担

令和4年10月1日から

後期高齢者医療制度の被保険者全体の約20%

後期高齢者医療制度 窓口負担割合の判定フローチャート



こちらのフローチャートは負担割合を確認するための目安として作成したものです。

実際には、令和3年中の所得をもとに令和4年8月頃から判定を行い、令和4年9月頃に被保険者証を送付します。

- ① 現役並み所得者：課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ② 世帯内75歳以上の方：後期高齢者医療制度の被保険者で、65～74歳で一定の障害の状態であると広域連合から認定を受けた方を含む。
- ③ 課税所得：住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除を差し引いた後の額。）
- ④ 年金収入：遺族年金・障害年金以外の年金。
- ⑤ その他の合計所得金額：事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の額。

新たに2割負担となる方へ

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、後日、事前に登録されている高額療養費の口座に高額療養費として払い戻しを行います。

高額療養費の口座を登録していない方には、令和4年9～10月頃にかけて申請書を郵送します。

申請書が届いたら、必要事項を記入し、口座を登録してください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

（例）1か月の通院にかかる医療費の全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のときの負担額①	5,000円
窓口負担割合2割のときの負担額②	10,000円
増加した負担額③(②-①)	5,000円
窓口負担増加額の上限④	3,000円
配慮措置による払い戻し(③-④)	2,000円

ご注意ください

厚生労働省や市役所では、次の①～③を絶対に行いません。不審な電話があったときは、最寄の警察署や消費生活センターにお問い合わせください。

- ① 電話や訪問で口座情報の登録をお願いすること
- ② キャッシュカードや通帳などをお預かりすること
- ③ A T M の操作をお願いすること

■問い合わせ先

◎制度に関すること 厚生労働省コールセンター（フリーダイヤル） TEL 0120-002-719

栃木県後期高齢者医療広域連合 TEL 028(627)6805

国保年金課 本2階 TEL (23)8857

◎不審な電話があったとき 最寄の警察署または大田原市消費生活センター TEL (23)6236

大田原市長選挙のお知らせ

●投票日… 3月20日㊤

●投票時間… 午前7時～午後6時

●投票できる方

- ・平成16年3月21日以前に生まれた方で、選挙人名簿に登録されている方。

問選挙管理委員会 本8階 TEL(23)8736

- ・令和3年12月12日以前から(転入者については、同日までに転入届をした方)大田原市に引き続き住所(住民登録)があり、選挙人名簿に登録されている方。ただし、3月20日までに他の市町村に転出した方は、投票入場券が郵送されても投票はできません。

投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票の利用にご協力ください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	期 間	時 間
総合文化会館第1会議室	3月14日(月)～19日(土)	午前8時30分～午後8時
湯津上庁舎102会議室	3月14日(月)～18日(金) ※3月19日(土)は開設しません	午前8時30分～午後5時
黒羽庁舎1階ロビー	3月14日(月)～19日(土)	午前8時30分～午後5時
両郷地区コミュニティセンター会議室(両郷出張所)	3月16日(水)	午前9時～正午
黒羽農業構造改善センター会議室(須賀川出張所)	3月16日(水)	午後1時30分～4時30分
佐久山地区公民館会議室	3月17日(木)	午前9時～正午
野崎研修センター会議室	3月17日(木)	午後1時30分～4時30分
道の駅那須与一の郷情報館研修室	3月18日(金)、19日(土)	午前9時～午後6時

◎投票所入場券裏面の『期日前投票宣誓書(兼請求書)』に必要事項を記入してご持参ください。

◎投票所入場券は告示日翌日(3月14日㊤)から順次発送します。郵便事情によりお手元に届くまでに4日程度かかる場合があります。**入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。**

デマンド交通が利用できます

デマンド交通(らくらく与一号)を利用して投票所に行くことができます。(要電話予約)

【電話予約先】

山和タクシー有限会社
予約センター
TEL(26)1717

★湯津上庁舎期日前投票所を㊤㊤㊤開設しないことに伴い、**湯津上地区にお住まいの方が3月19日(土)に期日前投票所までデマンド交通を利用する場合は、往復分の利用者負担額が無料になります。**
詳細は市ホームページをご覧ください。



不在者投票が利用できます

投票所に行くことができない方は、不在者投票制度を利用できます。詳細は市ホームページをご覧ください。



1 不在者投票ができる方

- ①仕事や学業などの都合で市外に滞在している方
- ②身体に重度の障害があり、一定の要件に該当する障害者手帳などを持っている方、または要介護5に認定されている方

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級

2 病院や老人ホームなどに入院・入所中の方の不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳細は、入院・入所中の施設にお問い合わせください。

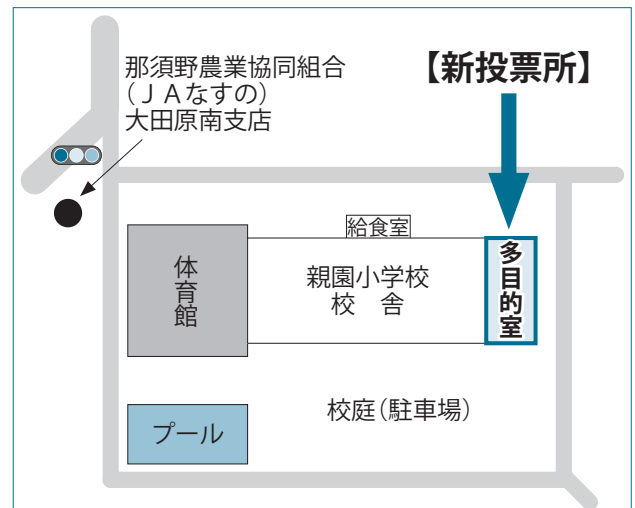
投票所変更のお知らせ

第18投票区投票所(親園小学校)の投票所が、「体育館」から「多目的室」に変更になります。

【変更前】
体育館



【変更後】
多目的室



4月1日より 市営バスの運行変更・デマンド交通の予約受付時間延長について

【市営バス】

- 時刻改正…大田原市内循環線、まちなか循環線、那須塩原駅線、金田方面循環線、雲巖寺線など
- 運行経路の変更…次の3路線の運行経路が変わります。

路線名	変更点
①まちなか循環線	市役所 ⇄ トコトコ大田原 ⇄ 那須赤十字病院 ※「那須赤十字病院」到着後、折り返し市役所へ向かいます。
②金田方面循環線	呑内 ⇄ 羽田東部下 ※バス停「黒羽刑務所前」には停まりません。 羽田入口 ⇄ 那須脳神経外科病院 ⇄ 羽田沼入口 ※「那須脳神経外科病院」への乗入れを予定しています。
③雲巖寺線	乙連沢十文字 ⇄ 乙連沢上 ※バス停区間「乙連沢」～「黒羽刑務所前」まで運行しません。

- 路線の名称の変更…まちなか循環線を「まちなか線」に変更します。
- 停留所の名称の変更…次の停留所の名称が変わります。

現在	→	4月1日以降
「保健センター前」	→	「大田原女子高校南」
「福祉センター東口」	→	「保健福祉センター東口」
「福祉センター入口」	→	「保健福祉センター入口」

【デマンド交通】

4月1日より、市内デマンド交通の利用予約受付を、出発30分前まで受け付けます。また、午後5時まで予約を受け付けます。

予約受付時間
平日・土曜日 午前8時～午後5時

出発時刻	予約受付時間
①午前7時30分	→ 前営業日の午後5時まで
②午前8時30分	→ 前営業日の午後5時まで
③午前9時30分	→ 午前9時まで
④午前10時30分	→ 午前10時まで
⑤午前11時30分	→ 午前11時まで
⑥午後0時30分	→ 正午まで
⑦午後2時30分	→ 午後2時まで
⑧午後3時30分	→ 午後3時まで
⑨午後4時30分	→ 午後4時まで
⑩午後5時30分	→ 午後5時まで

時刻改正などの詳細は市ホームページまたは右記窓口でお知らせします。

問 生活環境課 **本** 2階
TEL(23)8832

未使用の子育て支援券はありませんか

問 商工観光課 **本** 4階 TEL(23)8709

子育て支援券には有効期限があります。有効期限後は使用できなくなりますので、お手元に未使用の子育て支援券がありましたら、早目にご使用ください。

また、子育て支援券の前身として、「大田原市金券」がありました。この金券は、平成18年4月～平成19年9月まで発行したものです。額面は「500円」です。有効期限内であれば、子育て支援券と同様に、子育て支援券取扱店で使用できます。

●金券・支援券の種類および使用期限

 <p>令和6(2024)年3月31日</p>	 <p>令和8(2026)年3月31日</p>
 <p>令和8(2026)年3月31日</p>	 <p>令和13(2031)年3月31日</p>